

教育－資料 3

令和2年第1回岐阜県議会定例会

条例その他議案
関 係 資 料

教育警察委員会（教育）

目 次

議第 52 号関係	1
-----------	---

「岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例の一部を改正する条例」について

1 改正の趣旨

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という）の一部改正に鑑み、規定の整備を行う。

2 改正の背景・内容

- 令和元年12月に給特法が改正され、文部科学大臣は、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が講すべき措置に関する指針を定めることとされた。（令和2年4月1日施行）
- 国の指針に基づき、時間外の在校等時間の上限等に関する方針を教育委員会ごとに規則等で定めることの実効性を高めるため、その根拠となる条例を整備するもの。

3 施行日

令和2年4月1日

【参考】法律、指針、条例等の位置づけ

給特法：文部科学大臣が指針を定める旨を規定

指針（文部科学省告示）：教育職員の時間外在校等時間の上限、服務監督権を行う教育委員会が上限時間等に関する方針を定める旨などを規定

県条例：県・市町村教育委員会が、上限時間等に関する方針を規則等において定め、教育職員の業務量の適切な管理等を行うことなどを規定

教育委員会規則：時間外在校等時間の上限（45h/月、360h/年。国と同水準。）等を規定

